

先行車仕様書
(八街南部出張所)

消防専用電話装置・車両動態位置管理装置
(取付け別契約)

令和6年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合

先行車仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）が、令和6年度に購入する先行車（ワンボックス）（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。

2 準用

ここで定める仕様のほかは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）その他の関係法令に適合し緊急自動車としての承認が得られるものであること。日本消防検定協会及び千葉陸運支局の検査に合格し、新規登録手続きを完了したものを納入し、積載品及び附属品にあっても国及び消防庁で定める技術上の基準に適合したものとする。

3 仕様の変更

受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、消防組合担当員に連絡の上承認または指示を受け、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、消防組合担当員と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。

4 仕様の確認

受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、消防組合担当員に質問し十分に熟知した上で契約すること。

受注者は、契約後仕様書詳細について消防組合担当員と打合せを行い、その結果（打合せ議事）及び製作承認図等を消防組合に提出し、承認を得て製作に着手すること。

5 提出書類及び検査

(1) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。

完成検査（消防組合が適当と判断する時期）

(2) 納期は、次の通りとする。

ア 納期 令和7年2月28日

イ 納入場所 新規検査および新規登録を受け、当消防組合指定の納入場所において当消防組合職員及び受注者の立会いのもとに実施し、検査の合格を確認した後に引渡しを行うこと。

(3) 製作に先立ち、次のものを各3部提出し、消防組合の承認を受けること。

ア 製作承認図（4面図）

イ 製作工程表

ウ 諸元明細表

(4) 受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

ア 完成図(4面図) 3部

イ 写真(前後左右上部) 3部

ウ 定期点検記録簿 2部

エ 次の事項を記載した取扱い説明書 各 2部

主要諸元、取扱い方法及び構造説明、取扱い上の注意事項、点検項目及び整備方法、取付け品及び附属品の取扱い説明書等

オ 自動車検査証の写し 2部

カ 納品書(内訳書含む。) 2部

キ 工程写真 1部

製作中各工程(シャシ、組立中、塗装後)

ク 車両、各装備品のトラブル時に対する連絡先 1部

(住所、会社名、部課係、電話番号)

ケ その他消防組合で指示するもの

第2 シャシ諸元及び性能

1 シャシ諸元(ワンボックス・寒冷地仕様・最新型)

(1) 全長 5,000mm 以内

(2) 全幅 2,000mm 以内

(3) 全高 2,500mm 以内

(4) ホイールベース 3,000mm 以内

(5) 荷室長 1,900mm 以上

(6) 荷室幅 1,450mm 以上

(7) 荷室高 1,300mm 以上

(8) 最小回転半径 6.0m 以内

(9) 乗車定員 5名 以上

2 主附属品装置及び取付け品は次による。

(1) バッテリー及びオルタネーターは、本車両の機能を十分発揮できる容量並びに出力とすること。

(2) ハンドルはパワーステアリングとすること。

(3) トランスミッションは、オートマチックとすること。

(4) エアコン及びラジオを取付けること。

(5) タイヤは、ラジアルタイヤ(スペアタイヤを含む。)とすること。

- (6) ブレーキはディスクまたはリーディングトレーリングでABS付とすること。
- (7) 時計はデジタル式とすること。
- (8) バックカメラを取付けること。
- (9) マットガードを取付けること。
- (10) キーレスエントリー装置を取付けること。
- (11) サイドバイザーは、運転室両側の窓に取付けること。
- (12) カラードバンパーを取付けること。

3 エンジン性能

- (1) 最高出力 71kw / 6,000r.p.m.以上
- (2) 排気量 1,495cc以上
- (3) トルク 134N・m以上 / 4,400r.p.m.以下

4 駆動方式 前輪駆動

第3 艙装

1 車体外装

(1) バッテリー

ア 艙装に十分耐えること。

イ バッテリー収納部は、容易に点検整備を行なうことができる構造とするとともに、発生した水素ガスが車内に滞留しにくいこと。

(2) 配線関係

ア ターミナル部の接続は、圧着端子を使用すること。

イ 配線の貫通部には、ブッシングゴムを取付けること。

ウ 配線は十分容量のあるものを使用し、天井及び壁内等に敷設するなど、極力室内に露出しないこと。

エ 配線は、各系統別に色別すること。

オ 配線及び電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離を確保すること。

(3) 赤色警光灯（LED灯）

ア ルーフ前方の中央部は、散光式赤色警光灯とする。

なお、配線を貫通させる部分には専用貫通金具等を用いること。

（詳細は別途協議）

イ 車両の後部ドアに、補助警光灯（赤色LED灯）を2個取付けること。

ウ 車両の前部に、補助警告灯（赤色LED灯）を2個取付けること。

エ 無線障害防止を考慮し取付けること。

オ 取付け場所、個数、メーカーは詳細に消防組合と協議すること。

(4) 電子サイレン

ア 音声合成サイレンは、警鐘付50W以上とし、サイレン音付とすること。

(作業表示用パイロットランプ付)

イ サイレンアンプの取付け位置は、運転席及び助手席双方から容易に操作できる位置とすること。

ウ 車両のイグニッションスイッチのACCで接・LOCKで断ができること。

エ ハンドマイク（音声合成機能付）1個を付属すること。

オ 無線モニター用スピーカーを、運転室内上部に1個、後部室内上部に1個取付け、ON/OFFスイッチ付とすること。

カ 電子サイレン吹鳴時には、全ての赤色警光灯の点灯と連動するものであること。

なお、ハンドマイク使用時でも吹鳴音が継続可能とする。

キ 電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンを取付けること。

なお、サイレンスイッチは、運転席から操作しやすい場所を取付けること。

ク マイクまたは、別に設定したスイッチによりイエルプの使用を可能とすること。

(5) 冷房装置及び暖房装置

冷房装置及び暖房装置は、運転室及び後部室の冷暖房効果が十分得られるものであり、他の装置、取付け品及び保守管理に支障のないものであること。

(6) 後退警報器

後進ギア用音響警報器（1音調信号）を1式取付けること。

なお、運転席から容易に操作できる位置に入切りスイッチを取付けること。

(7) 照明灯（LED灯）

ア 運転室及び荷室に照明灯を増設し取付けること。

イ 点灯及び消灯スイッチを設けること。

(8) 車両前部にデイライトを取付けること。

2 運転室内設備

(1) 運転室上部にサンバイザーを取付けること。

(2) 運転室左右ドアの内側には、ドアポケットを各1個取付けること。

3 後部室内設備

(1) 床

床は、雨天時の消防活動等で室内が濡れていても滑りにくい材質とし、水洗いや清掃等に耐える十分な防水処理を施すこと。

なお、床に水等が溜まらない措置を施すこと。

(2) 座席

ア 座席には、シートカバーを取付けること。

イ 全座席には、シートベルトが装着されていること。

ウ 座席表面は、滑りにくい材質とすること。

(3) 後部ドア

ア 跳ね上げ式ドアが容易に開閉できるようにドアストラップを取付けること。

イ 跳ね上げ式ドア下部が接触する恐れがある部分には保護処理を行うこと。

ウ 跳ね上げ式ドア下で容易に作業の出来る光量を備えたライト（LED）を取付けること。

(4) 窓

運転室以外の窓に目隠し処理（黒フィルム等）をすること。

(5) 後部収納庫

ア 後部室内には、資機材が容易に取出せる位置に収納棚を作成し、必要に応じた固定装置を取付けること。

また、油脂分が滴下する部分には、浸食しないよう床面等を加工すること。

イ ヘルメット及び防火衣（一式）を掛ける強度及び補強を十分に行ったポールバー及びステンレスフックを取付けること。

ウ 収納棚の詳細な形状、資機材の収納方法等については、消防組合と協議のうえ決定すること。

(6) 指揮机

車外から容易に取出せる位置に収納できる構造とすること。

(7) 手摺り

後部ドア付近に取付け、乗降時の安全対策を講じること。

4 その他の設備

(1) 消防章をフロントグリル中央上部に設け堅固に取付けること。

(2) インナーミラー付近にドライブレコーダーを取付けること。

(3) アンテナは、運行に支障を来たさない位置に取付けること。（詳細は別途協議）

(4) 各機器のスイッチ類は、運転席と助手席の中間ダッシュボード部及びコンソールに集中して取付けること。

(5) 自動車用消火器は、容易に取出すことができる位置に固定金具を介して堅固に取付けること。

(6) 後部側面にパンチングメタル等で仕切り板を作成し、S字フックを取付けること。
（詳細は別途協議）

(7) 消防専用電話装置及び車両動態位置管理装置が使用できる電源を設け、AC100Vコンセント及びUSBポート2口以上を車内の適当な位置に設けること。
（詳細は別途協議）

第4 消防専用電話装置

消防専用電話装置の取付けは、消防専用電話装置取付け業者（以下「取付け業者」という。）が行うため無償にて支給された配線類及び附属品の設置及び消防専用電話装置が使用できる電源を設け、下記に示す内容が容易に履行できるよう車両の製作を行うこと。（詳細は別途協議）

1 車載型移動局無線装置

消防組合が指定する車載型移動局無線装置

2 配線類等は、すべて取付け業者から支給された新品を使用すること。

3 附属品

- | | |
|---|------------|
| (1) 空中線（ダイバーシティ含む。） | 1式（デジタル） |
| (2) 空中線共用器又は空中線切替え器 | 1式（デジタル） |
| (3) 送受信機（ハンドマイク、取付け金具付） | 1式（設置場所協議） |
| (4) スピーカー 運転室1個、後部室1個 | 1式（設置場所協議） |
| (5) 接続ケーブル | 1式（デジタル） |
| (6) 以上記載のないもので取付けに必要な部品等は、当消防組合に問合せることなく受注者と取付け業者で協議し取付け業者の負担により用意すること。 | |

また、無償にて支給された配線類等の設置費用については、受注者から取付け業者に請求するものとする。

4 無線機スピーカーは、サイレン吹鳴中であっても運転室や後部室で容易に音声が聞き取れる場所及び音量となるように取付け、切替えスイッチを取付けること。

5 無線障害等の措置

- (1) 車体構造がFRP製にあつては、電波障害対策を十分に行うこと。
（アンテナの形状及び設置位置等は別途協議）
- (2) 無線障害（雑音）防止のため、ボデーとドア、ラジエーター、エンジン周り、オルタネーター、ミッション、排気管、サスペンション等の要所にアースボンディング等を行うこと。
- (3) 無線用機器類の設置により他の装置及び車両の保守点検に支障が生じないものであること。
- (4) 事故防止のため、電源ケーブルのバッテリー側にはヒューズ等の安全措置または、ヒューズブルリンクを設置すること。

第5 車両動態位置管理装置

車両動態位置管理装置の取付けは、車両動態位置管理装置取付け業者（以下「取付け業者」という。）が行うため取付け業者から無償にて支給された配線類及び附属品の設置及び車両動態位置管理装置が使用できる電源を設け、下記に示す内容が容易に履行できるよう車両の製作を行うこと。（詳細は別途協議）

- 1 車両動態位置管理装置は、車両端末装置（NEC-II型）を取付けること。
- 2 配線類等は、すべて取付け業者から支給された新品を使用すること。
- 3 附属品

モニタユニット、メンテナンスユニット、車両インターフェイスユニット、車両インターフェイス用電池パック、機器間接続ケーブル各種、アンテナ各種以上記載のないもので取付けに必要な部品等は、当消防組合に問合せることなく受注者と取付け業者で協議し取付け業者の負担により用意する。

また、支給された配線類等の設置費用については、受注者から取付け業者に請求するものとする。

第6 塗装及び記入文字等

- 1 塗装要領は、次による。

- (1) 長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。

また、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装し、ドア内部及びフェンダー内側にもコーティング塗装を施し、内部からの腐食予防対策を講ずること。

- (2) 塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料（朱色）を使用すること。

なお、ラジエーターグリル、ホイール及びドアミラーは車両固有とする。

- (3) 納入後1年以内に塗装部分等に消防組合の責と認められない原因により変色亀裂はがれ及び浮き上がりが生じたときは、再塗装等を行うこと。

- (4) 内装色は別途協議とする。

- 2 記入文字等は、次による。

- (1) 車両の側面左右及び後部に、白文字の丸ゴシックで左書きとし、「佐倉市八街市酒々井町消防組合」と貼付けること。なお、側面左右は、再帰性に富んだ反射材を使用し、赤反射縁取りの白反射文字丸ゴシックとし、車両後面は白文字で貼付けること。（詳細は別途協議）

- (2) 車両前部の助手席側は、再帰性に富んだ反射材を使用し白文字の丸ゴシックで「八街南部」と貼付け、バックドアの運転席側は、赤反射縁取りの白文字の丸ゴシ

ックで「八街南部」と貼付けること。

- (3) 車両の前部ドア及び車両の後部ドアに消防組合が指定するエンブレム及び前部ドアに赤反射縁取りの白反射文字丸ゴシックで「八街南部」と貼付けること。

(詳細は別途協議)

- (4) 車両の前部ドアから後方には、幅60mm程度の再帰性に富んだ反射材（赤色）を貼付けること。
- (5) 各ドアを開放した際に見える位置へ、再帰性に富んだ反射材を貼付けること。
- (6) その他の記入文字等については、消防組合と別途協議すること。
- (7) 再帰性に富んだ反射材等は、関係法規を遵守するように貼付けること。

第7 補則

- 1 本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様については、それを施工するものとする。

また、シャシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。

- 2 本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものについては全て無効とし、再度製作すること。

また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。

- 3 装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。

- 4 保証書・説明書等の資料は、一括保管できるファイル等により2部提出すること。

- 5 車両の新規登録の諸手続きについては、受注者に委任する。

登録諸費用：登録に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料は、消防組合が負担する。

納入場所は消防組合が指定した場所とする。

- 6 製作・設計にあたり、権利上またはその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。

- 7 本車両の納入にあたり、車両（積載品等含む。）の取扱説明を消防組合の指定する場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費（資料等を含む。）は、受注者の負担とする。また、納入時に燃料を満タンとすること。

- 8 保証期間は、完成車の納入日から1年間とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合等が生じた場合には無償で交換、部品の取替え、または修理等を行うこと。

(メーカーにより保証期間が1年以上である場合にはその期間とする。)

先行車

No.	名 称	数量	数量	摘 要
1	シャシ	1	式	
2	艤装	1	式	
3	附属品及び取付品	1	式	
4	艤装取付及び附属品	1	式	

附属品及び取付品

	名 称	数量	数量	摘 要
1	散光式赤色警光灯	1	式	NP-M-XK2M-Aまたは同等品 (長さ1165mm程度・取付け金具付)
2	電子サイレン	1	式	大阪サイレン製 TSK-D151Y (Mark-D1) 専用マイク1 (音声合成機能付)
3	後退警報器	1	式	純正品 (入切スイッチ付) または、同等品
4	車輪止	2	個	ゴム製 ロープ付
5	電動サイレン	1	式	大阪サイレン5SAまたは同等品
6	反射材	1	式	

艤装取付及び附属品

No.	名 称	数量	数量	摘 要
1	ドライブレコーダー	1	式	前後録画
2	キーレスエントリー	3	個	
3	フロアマット	1	式	純正品
4	室内灯	1	式	LED灯
5	サンバイザー	1	式	純正品
6	消防章	1	個	
7	バックモニター	1	式	ミラー型
8	補助警告灯	1	式	LFA50または同等品 (前部) 2個 (後部ドア) 2個
9	リアハッチ内部ライト	1	個	
10	室内作業テーブル	1	式	
11	後部収納庫	1	式	詳細は別途協議
12	自動車用消火器	1	本	自動車用ABC粉末消火器1kg
13	車両停止表示板	1	個	ケース付
14	携帯拡声器	1	個	小型軽量品
15	台車	1	台	折り畳み式 (アルインコ)
16	タイヤチェーン	1	式	ゴム製
17	机	1	式	折り畳み式指揮台 (FS・JAPAN)
18	タープテント	1	式	3m×3m程度 (詳細別途協議)
19	車両動態位置管理装置取付 (NEC-II型) (別契約)	1	式	モーターユニットSB-MON-01・車両IFユニットSB-CIF-01 メンテナンスユニットSB-MNT-01 (車内設定端末装置、アンテナ、接続ケーブル及び附属品含む。)
20	消防専用電話装置取付 (別契約)	1	式	※当消防組合が本事業と別に購入する 車載型移動局無線装置の取付け